

財団法人祇園祭山鉾連合会

代表者 理事長 深見 茂

所在地 〒604-8156 京都府京都市中京区室町通蛸薬師下ル山伏山町554

設立年月日 1992年6月17日

【設立趣旨】

祇園祭に山鉾風流（ふりゅう）が登場して以来、各山鉾間にはなんらか連絡機関が歴史的に存在したであろうことは、この行事が、為政者の認可のもとで執行された大都市祭礼であったという性格から、また、巡行においての、各山鉾の順序や、順路について一定の明確な法則性が守られてきたことから、当然想像できましよう。しかしながら他方、もともと、各町中（ちょうじゅう）がおのれの自主性と独創性を競い合って創作し、祭当日、われ先にと巡行に曳き出したのが山鉾風流の特徴でもあったことから、各山鉾町相互間に相当な緊張や争議が存在したであろうことも、山鉾の護衛兵（弦免曾（つるめそ））たちが長刀を振るって相争う場面を描いた古い絵画資料が存在するところからも容易に推測することができます。

しかしながら、明治期に入り、大都市の近代化が生みだした電話線、電燈線、市街電車の架線、といった道路障害の発生（これは知事が巡行中止命令出さざるを得ない事態にまでもいたります）、都市交通量の増大、都市人口の増大、観光客の増加、等々の社会的大変動を分析し、行政当局と折衝しながらこれに対応することは、もはや、江戸期以来の旧式でおおざっぱな連絡組織の能力を超えた事態でありました。

さらに大切なこととして明治維新に入って、一旦は打ち切られてしまった、祇園祭の山鉾行事に対する、行政によるさまざまな援助や補佐の制度が、大正期に入って、徐々にではありますが漸く復活しはじめたことでありましよう。これを受け入れられる公正な機関が要請されるにいたったことは、容易に理解し得るところであります。

以上のような諸状況を受けて、これに対応すべく生まれたのが、祇園祭山鉾連合会設立の趣旨でありました。一文をもってすれば、社会の近代化に対応し得、行政等公的機関との折衝にも耐えうる山鉾町の連絡組織機関の創設であります。

【沿革】

大正12年（1923）山鉾町が、任意団体「祇園祭山鉾連合会」を組織（同年、京都市が修繕補助制度を新設しています）。

昭和37年（1962）「祇園祭山鉾29基」が重要有形民俗文化財に指定。昭和54年（1979）「京都祇園祭の山鉾行事」が重要無形民俗文化財に指定。平成4年（1992）「財団法人祇園祭山鉾連合会」設立。（評議員数上限35名、理事数上限12名、監事数上限3名。基本財産1億円）。

平成21年（2009）「京都祇園祭の山鉾行事」がユネスコ無形文化遺産代表一覧表へ登録（予定）。

平成22年（2010）「京都祇園祭の山鉾行事」が第1回ユネスコ無形文化遺産として登録（予定）。

【活動目的】

「寄付行為」には、「この法人は、京都祇園祭山鉾行事（以下「山鉾行事」という。）を円滑に実施するとともに、それに参加する各山鉾の保存・継承を図り、もって京都府における文化財の保存に寄与することを目的とする。」とあります。

包括的には以上の文言をもって尽きるのですが、より具体的、現代的に御説明すれば、当連合会の活動目的は、大きくわけて、二面に向かっているといふことができます。その一面は、全32の山鉾を保有する山鉾保存会に対するものであります。すなわち全保存会に対し、一方では重要有形民俗文化財と重要無形民俗文化財という両方の指定を国により受けていることによるステータスの遵守を要請すると同時に、他方においては古来の伝統である山鉾風流の精神の活性化をも促すという、一見相矛盾する方向性の啓発を目的といたしております。この活動の要諦は、大変むづかしいことですが、バランス感覚にあります。

いま一つの面の活動目的は、上記と表裏の関係にあるのですが、主務諸官庁との折衝であります。すなわち、一方において、文化財としての山鉾本体

ならびに山鉾行事の維持継承のための一層の援助を要請するかたわら、他方において、主務諸官庁に対し、各保存会の独自性と特徴とを説明して理解を得る努力に力を傾注することでありましよう。この活動の要諦も、大変むづかしいものですが、忍耐力でありましよう。要するに、思考停止せず、しかも伝統を墨守するという、永遠のアポリアの地獄に耐えることに尽きます。

なお、他に、外国を含む、一切の対外啓発活動も当連合会の重要な目的であることを付言させていただきます。

【活動内容】

宵山行事を含む、一切の山鉾行事の執行、及びその支援（巡行前に2回にわたり、全山鉾保存会の祭礼担当者のための準備会を開催し、具体的な山鉾行事の研修を実施し、あわせて、祇園祭の本質と精神への理解のための啓発を行っています）。

文化財の展示と山鉾懸飾品等の調査（現在、京都市の施設にて、山鉾保存会所蔵の文化財展示会を開催、あわせて金工品を中心とする懸飾品調査を実施しています）。

懸装品等審議会・専門委員会の開催（委員会を通じて、各山鉾保存会の懸装品の復元新調、新調、修理等の援助活動を行なっています）。

【活動上の課題と今後の展望】

施設上の不備（現在、当連合会は事務局、資料室、資材等保管倉庫等を保有しておらず、すべて、廃園となった旧幼稚園の教室を京都市より家賃を支払って借用中の状況であります。これらの独自取得とその充実が課題であります）。

財政基盤の強化（上記課題解決のためにも、一層の財政基盤を充実させる方策を検討しなければなりません）。

新公益法人制度への移行（32山鉾保存会のうち財団法人の認可を受けている23団体の新制度への移行、9任意団体の法人設立、休み山の将来復活とその法人化、当連合会自身の新法人への移行、等々、この問題についての課題は、タイムリミットをひかえ、山積しております）。

